

28 桶川市

建設 工事	監 測 量	計 画 調 理	維 持 管 理	土 木 施 設	書 類 名	摘 要
					1 委任状（様式C-5）	代理人を置く事業者が申請する場合
					2 法人市民税又は個人市民税の納税証明書 <写し可>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請事業所の所在地に関わらず、桶川市内に事業所（本店、支店、営業所等）がある事業者が対象</li> <li>・直近1年分の納税証明で、申請日前3か月以内に交付されたもの</li> </ul> <p>原則は「納税証明書」を提出してもらいますが、猶予制度の適用を受けた事業者については、「徴収猶予許可通知書」を提出してください。</p>
	-	-			3 経営事項審査の総合評定値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの（総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。）</li> </ul>
					4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書<写し可>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書（証明書）を提出してください。</li> </ul> <p>3と許可番号・許可区分（般・特）が違う場合は3に該当する許可通知書（証明書）も添付してください。</p>
					5 建設業許可申請書（様式第1号）及び営業所一覧表（別紙二）の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日現在有効な全ての業種・許可区分（般・特）を含む申請書類を提出してください。（新規・更新、業種追加、般・特新規）</li> <li>・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。</li> </ul> <p>更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と更新申請書（行政庁の受理印のある）の写しを提出してください。</p> <p>建設業許可の申請内容（商号・代表者・所在地・業種・使用人等）に変更があった場合は建設業許可の変更届出書（様式第22号の2）・廃業届（様式第22号の4）（行政庁の受理印のある）の写しも提出してください。</p> <p>電子申請により收受印が無い場合には、別冊2（共通書類のページ）の注釈 1をご参照ください。</p>

申請内容により提出書類が異なります。申請の手引19・22ページをご確認ください。

【 桶川市提出書類 】の問合せ先

桶川市 総務部 契約管財課 契約・管財係

TEL : 048 - 788 - 4912 (直通)

FAX: 048 - 786 - 9866